

鎌倉市道路占用・掘削及び復旧工事に関する運用基準

第1章 総 則

(目的)

第1条 この運用基準は、鎌倉市道路占用規則（平成12年3月31日規則第42号）（以下「規則」という。）第17条の規定に基づき、道路占用工事（以下「工事」という。）の施行にあたり遵守すべき事項を定め、工事の安全かつ円滑な施行及び並びに道路の構造の保全及び機能の維持を図ることを目的とする。

(工事の実施)

第2条 標識類及び防護柵等の安全施設類については、神奈川県県土整備局発行の「道路工事等における標示及び保安施設の設置基準」に準拠して実施しなければならない。また、常に工事の安全に留意し、現場管理を行い、災害防止に努めなければならない。

- 2 占有者は、沿線住民及び地元自治会・町内会等に対し工事内容を充分周知し、理解が得られるよう努めなければならない。
- 3 占有者は、工事標示板に当該占用許可年月日（当該協議回答年月日）、許可指令番号（同意指令収番号）、工事の名称、区域期間、占有者等名、施工者名、現場監督者名、連絡先等を明記し、工事現場に掲示しなければならない。
- 4 工事現場が隣接する等、他の工事と競合する場合には、占有者は常に相互協調して施工しなければならない。

(境界標及び基準点等)

第3条 占有者等は、境界標、基準点、水準点及びこれらに類するものの位置等に変動のないように必要な措置を講じなければならない。

ただし、工事内容によりやむを得ず、高さの変更や撤去等が生じる場合は、事前に道路管理者の指示に従い、境界標、基準点、水準点及びこれらに類するものの復元が出来るよう必要な措置を講じ、工事完了後、道路管理者の立会確認を受け現状に回復しなければならない。

なお、隣地地権者の境界標等及び国または地方公共団体の基準点、水準点等については、事前の了解と復旧後の確認を受けるものとする。

(着手及び完了)

第4条 占有者等は、工事に着手しようとするときは、規則第11条第1項に定める道路工事着手届書を提出しなければならない。

2 占有者等は、工事が完了したときは、第5条に定める工事中的写真、本復旧後の写真及び出来形管理図を添付して、原則として、完了の日から7日以内に規則第11条第2項に定める道路工事完了届書を提出し、その検査を受けなければならない。

ただし、出来形管理図は、小規模工事等で、道路管理者が提出を要しないと認めた場合はこの限りではない。

(工事写真)

第5条 占有者等は、工事着手前及び工事完了後における現場の状況並びに各工事の施工段階及び完了後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況等を撮影し、道路管理者に提出しなければならない。

2 前項の撮影については、掘削深さ、幅、厚さ、埋め戻し状況、構造物の幅、高さ、復旧状況等を帯広テープ、スタッフ等を正確にあて、目盛り判読が可能なように行わなければならない。

(事故対策等)

第6条 占有者等は、常に工事の安全に留意し、事故の防止に万全を期するとともに、万一事故が発生した場合における対策を立てておかなければならない。又、工事に起因して、道路構造物に損傷を与えた場合若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者と紛争を生じた場合は、占有者等の責任において損害を賠償し、又は紛争を解決しなければならない。

(検査)

第7条 検査は、原則として道路工事完了届書添付の写真で行い、写真により判定できない場合は、現地の検査とする。

2 検査の際に指摘された箇所の手直しは直ちに行い、再検査を受けなければならない。

(補償責任)

第8条 占有者等における工事完了後の補償責任期間は、規則第13条のとおりとする。

ただし、道路管理者が特に必要と認めた場合は、別に指示する。又、補償責任期間を過ぎても、明らかに占有工事に起因するものと認められる場合は、占有者等の責任において処理するものとする。

2 補償責任期間中復旧個所が破損した場合又は占有工事に起因する影響が、周囲の路面及び付属構造物に現れた場合は、占有者等は、道路管理者の指示するところに従い、これを復旧しなければならない。

第2章 掘削

(一般事項)

第9条 道路を掘削する場合は、所轄警察署と工事時間等を協議し、必ず許可を得なければならない。

2 道路を掘削する場合は、原則として当日中に埋め戻し、仮復旧して交通開放しなければならない。

3 道路を横断して掘削する場合は、原則として、片側通行を確保しながら施工しなければならない。

ただし、やむを得ず通行を遮断して施工する場合は、所轄警察署の指示に従うと共に、緊急時の対策を講じておかななければならない。

(掘削)

第10条 道路を掘削する場合は、次の事項を遵守して施工しなければならない。

(1) 事故等を発生させないように、十分安全に配慮した工法で施工しなければならない。

(2) 湧水又は溜り水等を排水する場合は、路面に放流してはならない。

(3) 湧水又は溜り水等が多量の場所や、掘削に伴い地盤沈下等を起こすおそれのある場合は、その場所に適した工法により土砂の流出、地盤の緩み等を未然に防止しなければならない。

(地下埋設の方法)

第 11 条 管路等の地下埋設の深さについては別紙 1 の「地下埋設の深さについて」の基準のとおり、施工しなければならない。

ただし、バス路線全線は浅層埋設の対象外とする。又、横須賀市上下水道局用地（現況は道路）で鎌倉市が管理している路線、及び神奈川県企業庁企業局用地（現況は道路）で鎌倉市が管理している路線は別途協議とする。

2 変更等により廃止となる占用物件は残置せず、原則撤去すること。

ただし、構造上やむを得ない場合は、道路管理者と協議すること。

(既設構造物)

第 12 条 占用者等は、工事現場及びその近接した地域の埋設物に支障のないよう必要な措置を講じなければならない。又、必要により埋設物管理者の立会を求め、工事に万全を期すること。

第3章 埋め戻し

(点検)

第13条 占有者等は、埋め戻しに先立ち、掘削箇所内を十分に点検し、水みちの制止等は完全に行わなければならない。

(埋め戻し)

第14条 埋め戻しは、掘削箇所の点検後直ちに行い、埋め戻しの材料は、埋設物件の上面30cmまで再生砂(RC-10)を使用し、その上面については再生砕石(RC-40)以上の品質のものを使用する。

なお、発生材での埋め戻しは認めない。

2 埋め戻しは、占有物件の周囲を充分つき固め、一層について30cm以内毎の各層においてランマー等で転圧し、不等沈下の生じないように必要に応じ水締め等の処理を行わなければならない。

第4章 仮復旧

(仮復旧の方法)

第15条 仮復旧は、工事中の通行障害を緩和するための措置であり、埋め戻し完了後直ちに行わなければならない。

(仮復旧の構造)

第16条 仮復旧の表層の材料は、加熱合材（再生合材の使用も可）、路盤の材料は、再生砕石又はクラッシュランを標準とし、構造は別紙「鎌倉市が管理する舗装道路に関する路盤工の範囲等の指導基準」によるものとする。

ただし、砂利道又は道路管理者の指示があった場合はこの限りでない。

- 2 すり付け工は、縦断方向、取付道路部、マンホール周りは5%以下横断方向は10%以下ですり付けを行うものとする。
- 3 路盤（瀝青安定処理部分を除く）部分を掘削幅で本復旧仕様にて施工し、当該部分は本復旧時に改めて掘削を行うことを要しないものとする（以下「路盤先行」という）。
- 4 路盤先行を行う際に、掘削面積が300平方メートル以上の場合は、下層路盤、上層路盤のそれぞれにおいて現場密度の測定を行い、神奈川県土木工事施工管理基準書の品質管理基準及び規格値（最大乾燥密度の93%以上で、下層路盤にあっては3個の測定値の平均値が97%以上、上層路盤にあっては3個の測定値の平均値が96.5%以上であること）を満たし、規定する締固め度が得られていることを確認のうえ、測定データを道路管理者へ提出すること。

(仮復旧部分の維持補修)

第 17 条 本復旧に着手するまでの間（1 週間以上は間を置くこと）、占有者等は、道路の周辺の生活環境を保全するため、道路交通に伴う騒音及び振動の防止又は軽減を図るよう、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 常に巡回し、路面の沈下、表層の破損、その他不良箇所を発見したときは、直ちに補修をし、安全かつ円滑な交通を確保しなければならない。

(2) 道路管理者が手直しを指示した場合は、これに従わなければならない。

(路面標示類について)

第 18 条 路面標示類（白線等）は、仮復旧の時点であっても、仮区画線をペイント等で原形通り必ず標示すること。

なお、仮復旧での交通開放期間が長期に及ぶ場合は、長時間の使用に耐える路面標示を施さなければならない。

第5章 本復旧

(復旧の時期)

第19条 本復旧は、許可書に明示された期限内に行うものとする。

(復旧の区域)

第20条 本復旧の区域は、道路管理者から指示された道路及びその付属物
(縁石、排水施設、ガードレール、街路灯等) とする。

(復旧の方法)

第21条 本復旧は、仮復旧に使用した路盤材及び合材等を撤去し、新たに別
紙2「鎌倉市が管理する舗装道路に関する路盤工の範囲等の指導基準」
に基づく規定の材料により施工するものとする。

ただし、特殊舗装及びその他道路管理者が特に認めた場合は、協議に
より、別に指示する。

(復旧の範囲)

第22条 路面復旧の範囲は、原則として、別紙3「鎌倉市が管理する舗装道
路に関する路面復旧範囲裁定基準」に基づくものとする。

ただし、交差点内及び道路管理者が特に必要と認めた場合は、現地
立会等により、別に指示する。

(路面標示類について)

第23条 路面標示類(白線等)は、本復旧完了後、直ちに原形通り復旧しな
ければならない。

(その他)

第24条 この運用基準のほか、道路管理者が特に必要と認めた場合は、別に
指示し、占有者等はそれに従うものとする。

附則

- 1 この運用基準は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 鎌倉市道路占用・掘削及び復旧工事に関する運用基準（平成13年10月10日）は、廃止する。

なお、施行日以前に許可した工事に関して、疑義が生じた場合は、別途道路管理者と協議するものとする。